平成２２年（フ）第１５６９号
広島市安佐南区上安２丁目26番32号
債務者　城坂　健司
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５９０号
広島市西区打越町12番20―405号
債務者　辻　　和孝
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０５号
熊本県宇土市浦田町58番地
債務者　本田　春喜
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１６０号
宮城県柴田郡大河原町大谷字稗田前14番地13
債務者　平間　正志
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２２６号
茨城県取手市井野団地４番18―203号
債務者　土屋　和枝
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
石川県小松市井口町ろ２番地、従前の住所大阪府門真市大橋町25番８号
債務者　下川　弘美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１１３号
長野県岡谷市川岸東４丁目３番16号
債務者　宮澤　秀子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第７３号
長野県下伊那郡阿智村清内路407番地１　定住促進川裾住宅205号室
債務者　園原　有司
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第６５号
岐阜県下呂市森1363番地１
債務者　中島しのぶ
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
岐阜県下呂市萩原町羽根2526番地７
債務者　桂川　りさ
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第２２０９号
名古屋市瑞穂区山下通５丁目10番地　ハイツ＆ユーシカゴ1001号
債務者　上里　若子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１３７号
名古屋市中川区中野新町２丁目38番地　コーポ大福２Ｃ
債務者　加藤　小弓（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１８号
三重県伊賀市荒木565番地の１、前住所三重県名張市東町1806番地６　リバリ107号
債務者　菊山　憲一
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１２４号
三重県伊賀市上野玄蕃町217番地の13、住民票上の住所三重県伊賀市島ヶ原12255番地の２
債務者　川本　　政
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２８５号
三重県四日市市下之宮町330番地１
債務者　村田　　昭
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
三重県桑名市大字安永1760番地２
債務者　三和　慎也
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
三重県いなべ市員弁町上笠田2654番地１
債務者　太田　直哉
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係